

中原区「区の花」シンボルマーク使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が中原区「区の花」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてシンボルマークとは、平成10年に制定されたものをいう。

(組織等)

第3条 シンボルマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、川崎市中
原区「区の花」シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、シンボルマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、川崎市中原区「
区の花」シンボルマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知す
るものとする。

3 前項に定める使用の承認にあたっては、区長は必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第4条 シンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) シンボルマークを変形し、または、他の図形や文字と重ねて使用しない

(2) シンボルマークの色は、原則として指定された色を使用する

(使用承認しない場合)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときはシンボルマークの使用を承認しないもの
とする。

(1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合

(2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合

(3) 区の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場
合

(4) 区が行う事業または、区が支援等を行なう事業を推進する上で支障が生ずるおそれ
がある場合

(5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合

(6) その他区長が適当でないと認める場合

(所管)

第6条 この要領の所管は中原区役所まちづくり推進部企画課とする。

(その他)

第7条 この要領に定める他必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(第1号様式)

中原区「区の花」シンボルマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 中原区長

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先 担当：
電話：

次のとおり、中原区シンボルマーク(区の花パンジー)の使用について、申請します。

1 使用目的

2 使用方法(使用見本を添付のこと)

3 使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 申請者の事業概要(継続使用の場合は省略可)

(1) 設立目的

(2) 構成者

(3) 事業概要

(第2号様式)

中原区「区の花」シンボルマーク使用承認・不承認通知書

平成 年 月 日

所在地

団体名

代表者名 様

平成 年 月 日付けで申請のあった中原区「区の花」シンボルマークの使用について、次のとおり（承認・不承認）します。

中原区長

1 使用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 使用承認の条件

3 理由（不承認の場合のみ）